第一号議案

定款の一部変更

特定非営利活動促進法の一部改正により、定款に貸借対照表の公告およびその方法を規定する必要があるので定款の一部変更を提案します。

（変更前）定款第 49 条

この法人の公告は官報により行う。

（変更後）定款第 49 条

この法人の公告は官報により行う。ただし法第 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

変更予定日：平成 29 年 7 月 2 日

＜参考：内閣府 NPO ホームページより＞

2-5-11 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。 【第28条の２】

定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。

具体的には、

1. 官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。
2. 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「○○県において発行する○○新聞に掲載」など具体的に記載してください。
3. 電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄) に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。
4. 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。

2-5-13 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。 【第28の2条】

平成28年改正前の特定非営利活動促進法では、NPO法人は、

1. 債権の申出の催告 (法第31条の10)
2. 清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始 (法第31条の12)
3. 合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと (法第35条第２項)

において公告することが義務付けられており、1. 及び2. の公告は官報に掲載してすることとされています。

法第11条第１項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されています。今回の法改正で新たに加わった貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただくこととなりますが、例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告方法のみを別途規定することは可能です。